

未払い時間外労働賃金の支払いについての団体交渉

< 第 5 回 >

日時：2009 年 10 月 16 日（金）13:00～14:30

場所：事務局第 3 会議室（新蔵地区）

組合側出席者：委員長・書記長・労働問題小委員長・組合員

大学側出席者：総務部長・人事課長・人事課長補佐 2 名

【要約】

以下の点について合意に至った。

- ・ 一日 1 時間については時間外労働に相当する労働時間とみなす。
- ・ 労働時間管理者の課長がいた 1 時間を、労働時間に相当する時間の算定の根拠とする。
上記の合意にもとづき、合意書の文言を検討した。

【議事要旨】

- ・ 発言内容は論点を整理し、適宜要約したものである。
- ・ 交渉は、合意のうえ、労使ともに録音により記録した。
- ・ プライバシー保護のため、人名や具体的な部署については仮名・伏字とする。

前回持ち帰り検討事項について

最初に大学側より、前回の持ち帰り検討事項「時間外労働とみなすかどうか」について説明があった。

大学：「大学としては、前回までに説明したとおり、上司の事前承認、事後承諾ともになかったので、全面的に時間外労働に当たると考えるのは難しい。そこで、一日 1 時間分につき、時間外労働時間とみなした扱いとする。

一日 1 時間という点が、組合側の持ち帰り検討事項だったはずだが、そちらの結論はどうなったか。」

組合：「こちらとしてはもともと、もっと働いていたはずだが、第二、第三回の交渉で、1 日 1 時間 15 分を基準として計算する、というそちらの提案を受け入れた。こちらはすでにこのように譲歩しているとはいえ、そちらが言う「1 時間」に合理的な理由があると認めるなら、そこは妥協してもよい。つまり、「労働時間を客観的に確定することは難しいので、勤務時間管理者の課長がいた時間ということで、その分を労働時間と認める」というなら、妥協してもよい。というわけで、そちらの理由を聞きたい。」

大学：「労働時間管理者の課長がいたから、その時間を算定根拠にするということだ。」

組合：「では、時間外労働として認める、ということではいか。こちらとしては、何度も言うように、未払い労働賃金の支払いを求めているのであって、そこをあいまいにしておく、「組合は何をやっているんだ」といわれる。

お金がほしいというならはじめてから労基署に訴えればよいだけの話で、こうして交渉を繰り返しているのは、組合としては、この件をきっかけにして大学における労働時間管理の問題点を反省し、改善につなげてほしいからだ。」

大学：「先ほど説明したように、「全面的に認めるのは難しいが、時間外労働とみなす」ということだ。」

組合：「その、「みなす」というのは、どういう意味か。二つの解釈が可能だ。一つは、「労働していたことは認めるが、実際のところ毎日何時間働いていたのかを確定することが難しいので、1 時間を労働時間とみなす」という解釈。もう一つは、「労働していたと認められないが、労働と似たものとみなす」という解釈。つまり、「みなす」は、「1 時間」にかかっているのか、「労働」にかかっているのか？後者のように、労働と認めないというのであれば、組合としては受け入れがたい。何度も繰り返すが、上司の指揮管理下に入っていて職場にいてパソコンの前に座っているのだから、法的には労働時間以外の何物でもない。」

大学：「「時間外労働」という言葉と、「労働時間」という言葉とがあってまぎらわしいようだ。以下のような言い方ではどうか。「一日 1 時間については時間外労働に相当する労働時間とみなす」。」

組合：「そのままの文言で合意書に書く、ということなら、それでもよい。それに加えて、合意書には、先の合意事項についても明記してほしい。以下のような文言でどうか。「労働時間管理者の課長がいた 1 時間を労働時間に相当する時間の算定の根拠とした」。」

合意書の文言の検討

大学：「では、以上のように合意したということで、合意書の項目について、具体的に検討したい。」

大学側案の要旨

大学側の「合意書（案）」の配布を受けた。大学側の案の要点は、

「国立大学法人化して以降の 5 年間に係る甲（＝A 氏）の時間外労働に関する件」について、以下を合意する。

金○○円を、平成 21 年○月○日までに支払う。

本件にかかわる全ての紛争が解決したことを確認する。

合意書に定める事項のほかは何らの債権債務もない。

本件の経緯、合意書の内容等につき、大学・組合・組合員 A 氏三者ともに守秘する。

組合側案の要旨

交渉に先立ち、組合側の「確認書（案）」を大学側に提出しておいた。要点は、

大学は、請求のあった過去 5 年間分の未払い時間外手当のうち、時効を迎えていない 2 年間について遡及し、金○○円（一日○時間×○日分）を○年○月○日までに支払う。

確認書に定める事項のほかは何らの債権債務もない。

大学は、時間外手当の未払いを防止するための適切な措置を、組合との話し合いの上で、早急に計画し実施する。

組合：「題目に、「時間外労働に関する件」とあるが、こちらは「未払い時間外労働賃金支払いに関する要求」として団体交渉を行ってきた。そちらが「時間外労働」と認めるか

認めないかにかかわらず、こちらが提起した要求文書の題目が「未払い賃金支払いに関する要求」なのだから、それを受けて、「A氏の「未払い賃金支払い請求」に関する件」としたらどうか。「未払い賃金支払い請求」にカギ括弧をつけてもよい。」

組合：「それから、先ほどの合意事項、これを、として明記してもらいたい。つまり、一日1時間については時間外労働に相当する労働時間とみなす。労働時間管理者の課長がいた1時間を労働時間に相当する時間の算定の根拠とした。」

組合：「請求は5年だったが、時効なので2年分のみ支払うというのも、前回までの合意事項だから、書いておいてほしい。これを独立した項目とするか、さきほどのに組み込むかはどちらでもよい。つまり、「請求のあった5年分のうち、時効を迎えていない2年分について、一日1時間については…」というふうに書いてもらってもかまわない。」

大学：「組合の案のと、大学側の案のはほぼ同じだが。」

組合：「組合案のと大学側のは、細かい文言の違いはあれ、内容はまったく同じだ。それで、大学側のの、「全ての紛争」とは、具体的にどういうことを考えているのか？の「債権債務」ということで、必ずしも金銭にかかわるのでないようなものも入っているので、あえて「全ての紛争」と加えることの理由がよく分からない。あるいは、「これ以上争わない」という意味なら、「交渉が終了した」という言い方のほうがよいのではないか。民間の労働争議の合意書でも、「債権債務はない」というのは普通に書いてあるが、それに加えて「全ての紛争が解決」なんて書いてあるのは見たことがない。」

組合：「最後、だが、組合として成果を公表するのは当然の活動だ。それに、「他言無用」などを書いておくと、あとで万一外に漏れた場合、「情報隠し」といわれてかえって叩かれことになると思うが。」

大学：「情報隠しという意図はない。組合が広報活動をするのを邪魔する意図もない。ただ、この件からんで、大学側を傷つけるようなことが流れたら困るということだ。」

組合：「大学側の要望として、具体的にこういうことをしてもらったら困る、ということがあるなら、従うかどうかは検討するとしてとりあえず聞き置くが、合意書にこのような文言を書かれるのは認められないので、外してもらいたい。」

大学：「組合側の案の、これは今後とも労働条件の改善について組合の意見も聞くのは当然ということで、大学側案には入っていない。また、改善のための措置の計画や実施は大学運営上の事項だ。の「組合と話し合いの上で」という文言は、運営上の判断を行うのにいちいち組合と相談しなければならないように読めるので、外してもらいたい。」

組合：「先日の交渉（2009.9.24 人事院勧告について*）では、事務局長も、タイムカードアンケートの結果にもとづいた懇談会を開くことを歓迎していた。大学側が、労働条件の改善について継続的に組合と懇談会を持つことを当然と考えている、ということなら、ここであえて明文化しなくてもかまわない。」

* 「2009.9.24 人事院勧告について」議事要旨：

大学：「支払い金額を示す項目だが、所得税の控除などについての文言を括弧書きでつけておくということでよいか。」

組合：「もちろん、税務上のことなどは適正に処理してください。」

今日の交渉および文言の検討を受けて、大学側が「合意書（案）」を作成して組合側に送付、組合でその案を検討し、加筆修正（案）を返すこととした。もし大学側の案に大きな問題がある場合には、再度の団体交渉を申し入れることとした。

以上